

# 固定資産税（償却資産）の申告

## ● 償却資産とは？

個人及び会社で工場や商店などを経営または事業（農業・漁業を含む）をされている方が、土地及び家屋以外の事業用に使

用している資産（機械・機具・備品等）で、その減価償却額または減価償却費が、法人税の申告で経費に算入されるもの。

土地や家屋のほか、  
償却資産の所有者  
にも課税されます

償却資産所有者は、毎年1月1日現在の資産所有状況（資産の種類、数量、取得価額、取得年月日、耐用年数等）について、その資産の所在する市町村に申告する必要があります（※地方税法第383条）。

前年中に資産の増減がない場合や該当資産がない場合、廃業・休業の場合は、その旨を申告書の備考欄に記入のうえ、ご提出ください。

※申告を怠った場合、判明時点から年度をさかのぼって課税することになりますのでご留意ください。

## 太陽光発電設備を設置している方へ

以下の太陽光発電設備は、償却資産の課税対象です。  
対象となる方は申告が必要ですので、過年税務課へご連絡ください。



## 提出期限

# 2月2日（月）

※期限より早めに提出してくださいますよう、ご協力お願いいたします。



※詳細はホームページをご覗ください

お問い合わせ先  
肝付町役場 税務課  
☎ 0994(65)8414

お問い合わせ先  
鹿児島地方法務局 鹿屋支局  
☎ 0994(43)6790



● 事業用として太陽光発電設備を設置している法人  
● 発電出力が10kW以上の太陽光発電設備を設置している個人

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	門扉、冷暖房設備、ビニールハウス、給排水設備など
2. 機械及び装置	太陽光発電設備、施盤、ポンプ、加工・製造機械など
3. 船舶	漁船、モーター・ボートなど
4. 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車、常用運転装置のない農作業車など
6. 工具・器具及び備品	測定工具、事務机・椅子、ロッカーなど

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。また、令和6年4月1日までに相続が発生している場合にも、相続人が相続により不動産の取得を知った日と令和6年4月1日のいずれか遅い日から3年以内に相続登記を申請する必要があります。  
詳しくは法務局のホームページをご覗ください。

相続登記の申請が義務化されます